

香川県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第11号

香川県都市公園規則の一部を改正する規則

香川県都市公園規則（昭和39年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第5（第20条関係） 1 マリンドームの使用料			別表第5（第20条関係） 1 マリンドームの使用料		
使用区分		午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料の額	使用区分		午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料の額
基本施設（ステージ及び観客席）	専用使用の場合	<u>5,750円</u>	基本施設（ステージ及び観客席）	専用使用の場合	<u>5,230円</u>
附属施設	第1控室、第2控室又は会議室	<u>380円</u>	附属施設	第1控室、第2控室又は会議室	<u>350円</u>
備考 略			備考 略		
2 球技場の使用料 (1) (2)に掲げる場合以外の場合			2 球技場の使用料 (1) (2)に掲げる場合以外の場合		
使用区分		午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料の額	使用区分		午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料の額
基本施設 第1グラウンド、第2	アマチュアスポーツの場合		基本施設 第1グラウンド、第2	アマチュアスポーツの場合	

グラウンド 又は第4グラウンド	学校等	<u>530円</u>	<u>530円</u>
	学校等以外のもの	<u>1,370円</u>	<u>1,370円</u>
	アマチュアスポーツ以外の場合	<u>2,750円</u>	<u>2,750円</u>
	アマチュアスポーツの場合		
第3グラウンド	学校等	<u>330円</u>	<u>330円</u>
	学校等以外のもの	<u>820円</u>	<u>820円</u>
	アマチュアスポーツ以外の場合	<u>1,650円</u>	<u>1,650円</u>
	アマチュアスポーツの場合		
附属施設	会議室	<u>220円</u>	<u>220円</u>
	第1更衣室	<u>680円</u>	<u>680円</u>
	第2更衣室	<u>400円</u>	<u>400円</u>

備考
略

(2) 略

3 ターゲット・バードゴルフ場の使用料

使用区分	午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料の額	午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料の額
専用使用の場合		
学校等	<u>2,480円</u>	<u>2,480円</u>
学校等以外のもの	<u>6,210円</u>	<u>6,210円</u>
専用使用でない場合		
生徒及び児童	1人 <u>70円</u>	1人 <u>70円</u>
一般	1人 <u>160円</u>	1人 <u>160円</u>

備考

グラウンド 又は第4グラウンド	学校等	<u>490円</u>	<u>490円</u>
	学校等以外のもの	<u>1,250円</u>	<u>1,250円</u>
	アマチュアスポーツ以外の場合	<u>2,500円</u>	<u>2,500円</u>
	アマチュアスポーツの場合		
第3グラウンド	学校等	<u>300円</u>	<u>300円</u>
	学校等以外のもの	<u>750円</u>	<u>750円</u>
	アマチュアスポーツ以外の場合	<u>1,500円</u>	<u>1,500円</u>
	アマチュアスポーツの場合		
附属施設	会議室	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	第1更衣室	<u>620円</u>	<u>620円</u>
	第2更衣室	<u>370円</u>	<u>370円</u>

備考
略

(2) 略

3 ターゲット・バードゴルフ場の使用料

使用区分	午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料の額	午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料の額
専用使用の場合		
学校等	<u>2,260円</u>	<u>2,260円</u>
学校等以外のもの	<u>5,650円</u>	<u>5,650円</u>
専用使用でない場合		
生徒及び児童	1人 <u>60円</u>	1人 <u>60円</u>
一般	1人 <u>150円</u>	1人 <u>150円</u>

備考

略

略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。